

講習機関が満たすべき要件について（案）

1 講習に係る組織体制及び責任体制について

- 講習を適切に実施するために講習業務全般を統括する者を置くこと。
- 統括責任者のもとに必要な組織を整備し、各組織の業務の範囲を明確にするとともに、必要に応じて業務の運営責任者を置くこと。
- 法人格を有すること、講習業務の実績を1年以上有すること等、当該講習業務について一定の水準を保ちつつ継続的に運営する能力を有すること。
- 次のいずれにも該当しないものであること。

（例）

- ・ 国の助成金制度に関して不正を行ったことがあること。
- ・ 国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものによる不利益処分等を受けたことがあること。
- ・ 法人の役員の中に、上記2項目に該当する法人の役員又は役員であった者がいること。
- ・ 講習機関として著しく不相当と認めるに足る相当の理由があること。

2 施設・設備等について

- 講習を滞りなく遂行するに足る施設・設備、人的体制を確保していること。

3 講習業務の管理について

- 講習機関における講習業務の適正かつ確実な実施のため、講習実施規程を作成すること。
- 管理に当たっては、講習実施規程に定めたとおり講習業務が行われていることを確認すること。

4 修了試験に当たる者の選任について

- 修了試験問題の作成、採点基準の設定、修了試験（論述式等）の採点、合否の判断等に当たる者（以下「審査等に当たる者」という。）について、
 - ・ 「修了試験項目」における各分野において、適切な専門的知識及びスキルを有する者を選任すること。
 - ・ 「修了試験項目」全体を網羅できる体制を確保するとともに、複数人の体制を取る等により客観性、公平性を確保すること。

5 講習料について

- 講習料は、当該講習を運営するために必要な範囲内で合理的に算定した額であること。

6 講習の実施計画等について

- 講習を年1回以上、継続的に実施すること。
- 講習に係る実施計画（日程、実施場所、受講定員等）を策定すること。

7 講習修了者に対する支援について

- 講習修了者が、継続的に適切な仕事と生活の調和に関するコンサルティングを実施していくために、仕事と生活の調和を推進する専門家としての能力の向上に継続的に取り組んでいけるよう、フォローアップ講習を設けるなど必要な支援を可能な限り行うこと。

8 講習情報等の公表について

- 講習会に関する情報等の公表を行うこと。
- 情報の公表に当たっては、受講しようとする者が適切な講習選択を行うことができるよう、講習内容、日程・実施場所、講習料に関する情報を必ず示すものとする。

9 守秘義務について

- 修了試験の公正な実施を確保するため、修了試験業務に携わる者に対し、職務上知り得た情報（修了試験問題、採点基準、受験者等の情報等）に関する守秘義務を課すこと。

10 個人情報の取扱いについて

- 講習の実施によって得られた個人情報については、個人情報の保護に関する法律及びその関連法令に基づき、適切な管理を行うこと。